

議案第14号 小松島市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、同職員の服務の宣誓につき常勤職員とは別的方式を認める規定を追加するもの。

小松島市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年小松島市条例第146号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となったものは、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において別記様式による宣誓書に署名しなければ、その職務を行うことができない。	(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となったものは、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において別記様式による宣誓書に署名しなければ、その職務を行うことができない。 <u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u>	追加